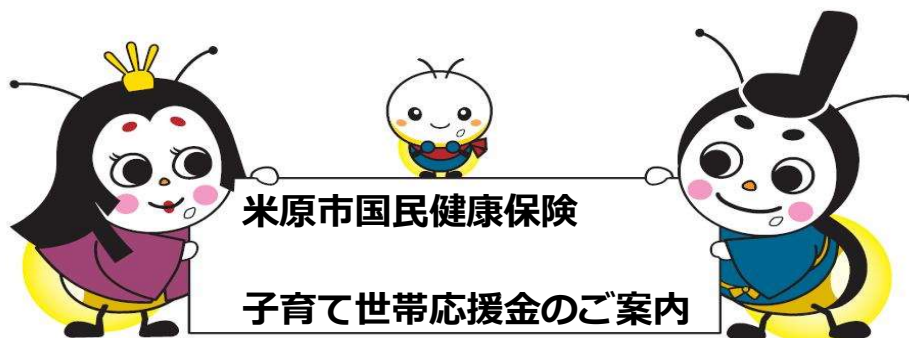




急速に少子高齢化が進む今日、米原市では国において実施される未就学児の国民健康保険税（以下「国保税」といいます。）の軽減措置と合わせて、子育て世代への更なる支援を目的として、国保税のうち18歳以下の子どもに係る均等割を実質ゼロとするため、応援金を支給します。



対象となる方

令和5年6月1日において、平成17年4月2日以降に生まれた市国保の被保険者（以下「対象被保険者」といいます。）がいる世帯であり、令和5年度分の国保税の納付を要する世帯の世帯主



応援金の支給額 国保税の均等割額の年額（軽減世帯（※注1）は、軽減後の年額）

【算定方法】対象被保険者一人当たりの額×各世帯の応援金対象被保険者（18歳以下）の人数

【対象被保険者一人当たりの額】

未就学児以外：平成17年4月2日から平成29年4月1日までに生まれた国保被保険者
軽減なし世帯 34,400円、2割軽減世帯 27,520円、5割軽減世帯 17,200円、
7割軽減世帯 10,320円

未就学児：平成29年4月2日から令和5年6月1日までに生まれた国保被保険者（注2）
軽減なし世帯（5割軽減） 17,200円、2割軽減世帯（6割軽減） 13,760円、
5割軽減世帯（7.5割軽減） 8,600円、7割軽減世帯（8.5割軽減） 5,160円

※注1 国保税は世帯の前年中の所得により、均等割額、平等割額の7割、5割、2割を軽減しています（所得申告が必要）。

※注2 未就学児については、令和5年度国保税は上記（注1）と合わせて、均等割額の5割を軽減して課税しています。例えば7割軽減対象の未就学児の場合、残り（3割）の半分が減額され、8.5割軽減となります（納税通知書には軽減後の税額を記載しています。）。本応援金は国制度による軽減後の自己負担相当額を支給します。

〈例1〉市国保に加入している軽減なし世帯で、対象被保険者が2人（未就学児以外1人、未就学児1人）いる世帯 34,400円 + 17,200円 = 51,600円

〈例2〉市国保に加入している2割軽減世帯で、対象被保険者が3人（未就学児以外2人、未就学児1人）いる世帯 27,520円 × 2人 + 13,760円 × 1人 = 68,800円



応援金の申請方法

この応援金を受け取るには、令和5年10月2日までに、同封の封筒に「米原市国民健康保険子育て世帯応援金申請書兼請求書」、振込口座が確認できる書類を入れ、郵送してください（窓口の混雑緩和等のため、庁舎窓口での申請手続は可能な限りお控えください。）。詳しくは、市公式ウェブサイトをご確認ください。



応援金の受取方法

申請書兼請求書において指定いただいた金融機関口座に入金します。



留意事項

- 応援金申請書兼請求書には、あらかじめ支給申請・請求額、支給基準に該当する方の名前等を記載しています。御確認のうえ、申請者の住所、氏名、電話番号を記入のうえ、提出してください（申請者と口座名義人が異なる場合は押印要）。
- 応援金の支給を受けられたのち、応援金の対象となる子どもが、令和5年5月31日以前に遡って国保資格を喪失された場合、または6月1日に国保に加入され、6月2日から6月30日までの間に国保資格を喪失された場合（遡及して喪失された場合も含みます。）は、本応援金の支給対象外となります（万一、支給対象外となった場合は応援金を返金いただくこととなりますので、該当する場合は申請を御遠慮ください。）。
- 振込先口座の確認書類（通帳またはキャッシュカード）の写しを添付してください（当市の国保税の引落しに現に使用している口座を指定いただく場合は不要です。）。
- 本応援金は一時所得として課税対象となりますので御注意ください。一時所得は、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用され、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象とならないこととされています。
- 本応援金は子育て世帯への支援として支給するものです。国保税は適正に納付いただきますようお願いいたします。



問い合わせ先 米原市役所 市民部市民保険課【本庁舎】

〒521-8501 米原市米原1016番地

電話 0749-53-5114